

『第4次綾部市人権教育・啓発推進計画「人権かがやきプラン」(案)』に対する
意見の内容と市の考え方について

第4次綾部市人権教育・啓発推進計画「人権かがやきプラン」(案)についてご意見を募集したところ、1名の方から2件のご意見をいただきました。

いただいたご意見の内容とこれに対する市の考え方を公表いたします。

今回、お寄せいただきましたご意見につきましては、計画策定等の参考とさせていただくとともに、今後の施策にも参考とさせていただきます。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

(1) パブリックコメントの実施方法

- ・募集期間: 令和7年2月17日(月)～令和7年3月3日(月)
- ・告知方法: 市公式ホームページに掲載・情報公開コーナー・人権推進課で閲覧
- ・提出方法: 持参・郵送・ファックス・電子メール

(2) パブリックコメントの結果

- ・2件(1人)

(3) 提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方

別紙のとおり

『第4次綾部市人権教育・啓発推進計画「人権かがやきプラン」(案)』に対する意見の内容と市の考え方

No.	項目	提出意見(要旨)	意見に対する市の考え方
1	全編 特に 第2章 第2節 計画の方向 (P8)	計画において「差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、共生社会の実現や身近な問題から考える人権教育など5項目を示し、人権教育・啓発を推進します。」と方向を明示され、本市の人権行政の基本をアピールした良い計画になったと思う。 「人権かがやきプラン」のエキス(人権教育・啓発の推進の方針や課題施策(アンケート調査結果を含む))を映像化し、いつでも、だれもが学習できる「人権かがやき版」を発信してもらいたいと思う。	綾部市では、本計画の策定に伴い、今回の計画をわかりやすくまとめた概要版を作成することとしております。この概要版は冊子として配布するほか、多くの方にご覧いただけるようにホームページにも掲出し、人権学習などにもご利用いただけるよう考えているところです。ご提案いただきました映像化については本計画の推進を検討する際の参考とさせていただきます。
2	第3章 第2節 課題別施策の推進 (P18～21)	本計画案において指摘しているように、依然として同和問題は存在している。 ①本計画案において、同和問題をはじめとする人権問題について、様々な課題提起をし、対策を講じているが、本市で発生した人権侵害事件を調査し、刑事事件として告発等を行う意思はなく、教育・啓蒙に徹する姿勢から、加害者の矯正や地域住民に人権意識を醸成することは極めて困難な状況で、人権問題が発生してもあえて申告する被害者はいないと思う。同和問題をはじめとする人権問題の課題解決について本市はどのように考え、対処するのか、改めて人権担当課の決意を問う。 ②人権侵害事件において、加害者と被害者双方の了解のもと同席し、お互いに人権侵害事実等や人権への思いを聞き、地域住民とともに意見交換を行う場を設けることにより、綾部市として問題の解決を推進する効果的な施策や、関係団体を支援するなど抜本的な対策を講じることができないか、見解を問う。	①本市では令和4年4月に綾部市人権尊重のまちづくり条例を施行し、誰も差別されないまちづくりを目指し様々な施策に取り組んでいるところです。また、人権侵害に対しては救済を行うための法整備も必要と考えており、本市では官民協働で国に法整備を求めるため「部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会」を設置し、国への要望活動等を行っているところです。引き続き啓発や教育の推進を図りながら人権侵害を受けられた方への救済についても法整備の実現に向け取り組んでまいります。 ②人権侵害に対しては、被害者に寄り添い解決に向けた支援を行っています。差別意識の解消に向けては、人権について正しい認識を持ってもらうよう教育・啓発活動を行っています。ご提案の取組につきましては、十分な配慮と慎重な対応が必要となります。人権侵害の解消に向け、引き続き人権教育・啓発等を推進してまいります。